

## JRR-3 許可基準規則への対応と保安規定の関係

許可申請書での説明		保安規定	該当条文		
新たに保安規定への記載が必要な項目					
第6条	外部事象対策 (自然現象)	竜巻対策	敷地及びその周辺(施設から半径20kmの範囲)における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻(藤田スケールF1、最大風速49m/s)及びその随件事象(火災、溢水、電源喪失)の発生を考慮しても、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。竜巻の接近のおそれがある場合には、原子炉を停止する。	○	第5編 第65条第2項第1号
		火山対策	万一の降灰に備え、施設の安全性に影響が及ぶおそれがある場合には、必要な対策(原子炉停止及び火山灰除去)を行う。	○	第5編 第65条第3項第1号、 第3号
		森林火災対策	敷地外の森林火災が本原子炉施設に迫った場合でも、安全施設の安全機能を損なうおそれがないよう設計し、施設周辺の草木の管理(安全機能を有する施設を内包する建物に熱影響を与え得る森林を施設周辺に拡大させない。)その他必要に応じた対策を講じる。なお、施設に影響が及ぶおそれがある場合には、原子炉を停止する。	○	第5編 第32条の3第1項
	外部事象対策 (人為事象)	有毒ガス	施設周辺で有毒ガスが発生した場合は、必要に応じて、原子炉を停止し運転員は退避する。	○	第5編 第65条第5項
第8条	火災による損傷の防止	火災の発生防止	原子炉施設内への発火性物質及び引火性物質の持込みを管理する。	○	第5編 第5条第1項第7号
		火災影響の軽減	JRR-3原子炉施設において火災発生を確認したときは、原子炉を停止する。	○	第5編 第59条の2
第23条	保管廃棄施設	本原子炉施設から生ずる放射性固体廃棄物は、可燃性又は不燃性に分けて金属製の廃棄物容器等により汚染拡大の防止措置を講じた上で、保管廃棄施設である廃棄物保管室及び廃棄物保管場所に一時的に保管廃棄し、表面の線量当量率を確認した後、本研究所放射性廃棄物処理場へ引き渡す。	○	第2編 第46条の2 第5編 第71条第1項	
第40条	B-DBA拡大防止	添付書類十の第4章に記載のとおり 要旨 ①基準地震動を超える地震によるスクラム失敗事象 ②炉心流路閉塞による炉心冷却機能の喪失事象 ③基準地震動を超える地震による冠水維持機能の喪失事象 これらの事象発生を想定し、発生防止及び拡大防止対策並びに影響緩和対策を講じる。	○	第5編 第5条の2	
保安規定に既に記載され認可されている項目					
第12条	安全施設	第4項について 本原子炉施設は、原子炉の核特性、燃料交換及び実験装置等の調整あるいは照射物の装荷、取り出し等を考慮して、運転期間及び停止期間を定めるとともに、停止期間において安全施設の健全性が適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。	○	第5編 第8条第1項 第14条	
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料プールで1年以上冷却した使用済燃料は、使用済燃料貯槽室の使用済燃料貯槽No.1及び燃料管理施設の使用済燃料貯槽No.2の使用済燃料貯蔵ラックに貯蔵する。	○	第5編 第34条第1項	
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	本原子炉施設から生ずる放射性廃液は、施設内の廃液貯槽設備に一時貯留し、放射性物質の濃度を測定し、排水基準値以下のものは排水し、これを超えるものは本研究所放射性廃棄物処理施設へ運搬して処理する。	○	第2編 第48条	
		本原子炉施設では放射性固体廃棄物の処理は行わず、本研究所の放射性廃棄物処理場へ運搬して処理又は保管廃棄を行う。	○	第1編 第28条	
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	人が常時立ち入る箇所については、定期的及び必要の都度サーベイメータによる空間線量率、サンプリング等による空気中の放射性物質濃度及び床等の表面の放射性物質の表面密度の測定を行い適切な場所に表示する。	○	第2編 第20条	

令和2年1月27日審査会合資料3-2において保安規定で定めるとしたものを抜粋し加筆  
下線は許可書の記載のうち、保安規定で定めるべき内容を示す